

特定非営利活動法人子ども未来じゅく

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人子ども未来じゅく という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を、神奈川県厚木市水引2丁目12番29号 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもの権利や、一人一人の育ちを保障した保育サービスを、必要としている親子に提供していくと共に、子どもたち自身が参加し運営できる居場所や、学ぶことが楽しいと感じられ、共に育ち合う場を参加型でおこなう市民事業として再生産を図っていくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①保育に関する事業
 - ②子どもの健全育成を図る事業
 - ③その他、この法人の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(会員)

第6条 この法人の目的に賛同して入会し、法人の運営に参加できる個人を会員とし、会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、この法人が別に定める入会申込書を提出して申し込むものとし、理事長が承認する。ただし理事長は、とくに正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、この法人が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 会員に次の事情のいずれかが生じたときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第11条 会員が、この定款に違反して、この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときには、総会において会員総数の3分の2以上の決議により、除名することができる。ただしこの場合は、その会員に、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類と定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事6人以上15人以下
- (2) 監事1人以上2人以下

2 理事のうちから、理事長1人及び副理事長1人を置く。

(選任)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
 - 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 理事長はこの法人を代表し、その職務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この定款、総会及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会において、会員総数の3分の2以上の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は理事長が任命する。ただし、任命に際しては、期間、職務の範囲、勤務時間、処遇などの基本的な事項について、あらかじめ理事会の意見を聞かなければならない。

- 3 職員は、その職務、自己の処遇、この法人の運営のあり方等について意見のあるときは理事会に出席し、又は文書をもって理事又は監事に対して、苦情の申し立て、又は意見を述べるができる。ただし理事会又は監事は、可能な限り速やかに、その苦情又は意見に対して回答しなければならない。
- 4 理事長は職員を解任することができる。ただし、解任に先だって理事会の意見を聞かなければならない。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金および会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、事業年度開始後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、理事長が招集する。ただし、第15条第4項第4号の規定による臨時総会は監事が招集する。

- 2 理事長は臨時総会開催の請求があったときは、請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会議開催の5日前までに会員に通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ会員に通知した事項に限られるものとする。

2 総会の議事は、この定款で定めがあるものを除いて、出席会員（議長を含む）の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 会員の表決権は、平等なるものとする。

2 総会に出席できない会員は、通知された議案の各々について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により議決に参加した会員は、第27条（定足数）、第28条（議決）及び第30条（議事録）については総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があ
る場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 前項の規定にかかわらず、会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、総会の決定に基づき、日常の執行方針を議決し、その実現を図る。

(開催)

第33条 理事会は次の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事又は監事から理事会開催の請求があったときは、請求の日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会議開催の5日前までに理事に通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ理事に通知した事項に限られるものとする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 理事会に出席できない理事は、通知された議案の各々について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により議決に参加した理事は、第36条(定足数)、第37条(議決)、第39条(議事録)については理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 理事長は、次の原則によってこの法人の財務を管理しなければならない。

- (1) 会員からの会費の納付が確実になるようするとともに、外部からの寄付金品の確保、助成制度や委託制度の活用を努めること。
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (3) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (4) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を執行することができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第47条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次の場合に解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、社会福祉法人藤雪会に帰属するものとする。

(合併)

第51条 他の法人との合併を行うときには、総会において、会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

2 特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	又木京子
副理事長	高橋恵美子
理事	山下真美
理事	向田まり子
理事	川上利恵子
理事	前田多賀子
監事	山本裕子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2004年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から2003年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	5,000円
(2) 年会費	2,000円

附則

この定款は 2005年 3月10日から施行する。

附則

この定款は 2008年 9月25日から施行する。

附則

この定款は、2013年 9月17日から施行する。

附則

この定款は、2018年 10月1日から施行する。